

議案第9号

鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以

下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表とし、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後							改正前								
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）								
区分	占用料						区分	占用料							
	単位	金額				単位		金額							
		非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用				非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用					
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域			市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域				
略							略								
政令第7条第6号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0147を乗じて得た額	Aに0.0189を乗じて得た額									

		もの						
		その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.02625を乗じて得た額				
政令第7条第7号に掲げる施設	略		略		政令第7条第6号に掲げる施設	略	占有面積 1平方メートルにつき 1年	略
政令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物					政令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物		占有面積 1平方メートルにつき 1年	
政令第7条第10号に掲					政令第7条第9号に掲		占有面積	

げる器具

げる器具

1平
方メ
ートルに
つき
1年

備考 略

備考 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。